

条例議案の概要

—令和2年9月定例会—

目 次

議案第 104 号	盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	1
議案第 105 号	盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について	3
議案第 106 号	盛岡市牧野条例の一部を改正する条例について	6

議案第 104 号

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

職員が新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するための措置に係る作業に従事したときにおける防疫等作業手当の支給の特例を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 支給要件

職員が新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するための措置に係るものとして規則で定める作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。

(2) 手当額

作業 1 日につき、4,000 円の範囲内で規則で定める額

(3) 適用除外

新型コロナウイルス感染症に対処する作業に従事した場合にあっては、条例第 5 条に規定する防疫等作業手当（作業 1 日につき 350 円）は、支給しない。

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

4 その他

(1) 対象となる作業

- ア 新型コロナウイルス感染症の患者や、感染の疑いのある者（以下「患者等」という。）の移送又は当該移送に係る自動車における患者等への付添い
- イ 患者等の存する病院又は宿泊施設等における長時間にわたる連絡調整又は患者等の健康管理
- ウ 新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いがある物件の処理

(2) 手当額の区分

- ア 患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業
作業 1 日につき 4,000 円
- イ 上記以外
作業 1 日につき 3,000 円

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 昭和36年3月28日条例第8号</p> <p>改正 略 令和2年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>第1条から第4条まで 略 (防疫等作業手当)</p> <p>第5条 防疫等作業手当は、感染症等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（四類感染症及び五類感染症を除く。）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第2条第1項若しくは第2項に規定する狂犬病、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病その他の家畜の伝染性疾患（寄生虫病を含む。）で規則で定めるもの及び検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する検疫感染症をいう。以下同じ。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は犬による危害のおそれがある場合において、次に掲げる作業又は業務に直接従事した職員に対して支給する。</p> <p>(1) 感染症等の患者若しくは感染症等の疑いのある患者の救護、感染症等の病原体に汚染された物件若しくは汚染の危険がある物件の処理作業又は感染症等の病原体を有する家畜若しくは感染症等の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業</p> <p>(2) 狂犬病予防法第6条第2項の規定に基づく犬の捕獲又は同条第9項の規定に基づく犬の処分の作業</p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の14第1項の規定に基づく在宅結核患者の家庭を訪問して行う必要な指導</p> <p>(4) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年岩手県条例第35号）第</p>	<p>○盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 昭和36年3月28日条例第8号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>第1条から第4条まで 略 (防疫等作業手当)</p> <p>第5条 防疫等作業手当は、感染症等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症（四類感染症及び五類感染症を除く。）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第2条第1項若しくは第2項に規定する狂犬病、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病その他の家畜の伝染性疾患（寄生虫病を含む。）で規則で定めるもの及び検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する検疫感染症をいう。以下同じ。）が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は犬による危害のおそれがある場合において、次に掲げる作業又は業務に直接従事した職員に対して支給する。</p> <p>(1) 感染症等の患者若しくは感染症等の疑いのある患者の救護、感染症等の病原体に汚染された物件若しくは汚染の危険がある物件の処理作業又は感染症等の病原体を有する家畜若しくは感染症等の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業</p> <p>(2) 狂犬病予防法第6条第2項の規定に基づく犬の捕獲又は同条第9項の規定に基づく犬の処分の作業</p> <p>(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の14第1項の規定に基づく在宅結核患者の家庭を訪問して行う必要な指導</p> <p>(4) 動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年岩手県条例第35号）第</p>

改正後	改正前
<p>14条第2項の規定に基づく犬の捕獲、同条第7項の規定に基づく犬の処分又は同条例第15条第1項の規定に基づく犬の薬殺の作業</p> <p>2 前項の手当の額は、同項第1号の作業にあつては作業1日につき350円とし、同項第2号又は第4号の作業にあつては作業1日につき380円とし、同項第3号の業務にあつては業務1日につき300円とする。</p> <p>第6条から第16条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、昭和36年4月1日から施行する。</p> <p>2 旧都南村の区域内に所在する保育所に勤務する職員（園長、主任保育及び保育を除く。）に対する社会福祉施設勤務手当の支給については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までに限り、旧都南村職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年都南村条例第8号）の例による。</p> <p>3 職員が、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するための措置に係るものとして規則で定める作業に従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第5条の規定は、適用しない。</p> <p>4 前項の手当の額は、作業1日につき4,000円の範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則（令和2年条例第 号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、改正後の盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。</p>	<p>14条第2項の規定に基づく犬の捕獲、同条第7項の規定に基づく犬の処分又は同条例第15条第1項の規定に基づく犬の薬殺の作業</p> <p>2 前項の手当の額は、同項第1号の作業にあつては作業1日につき350円とし、同項第2号又は第4号の作業にあつては作業1日につき380円とし、同項第3号の業務にあつては業務1日につき300円とする。</p> <p>第6条から第16条まで 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、昭和36年4月1日から施行する。</p> <p>2 旧都南村の区域内に所在する保育所に勤務する職員（園長、主任保育及び保育を除く。）に対する社会福祉施設勤務手当の支給については、第5条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までに限り、旧都南村職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年都南村条例第8号）の例による。</p> <p>附 則 略</p>

議案第 105 号

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けている者その他の経済的事情により就学が困難な者を支援するため、市立高等学校の入学考査料及び入学料を免除できることとしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 経済的事情により就学が困難で特に必要があると市長が認めた者に対しては、入学考査料及び入学料を免除することができるものとする。
- (2) (1) により、令和2年4月1日からこの条例の施行の日の前日までに納付された入学考査料及び入学料を免除したときは、当該免除した既納の入学考査料及び入学料を還付する特例を設ける。

3 施行期日

公布の日

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○盛岡市立高等学校授業料等条例 昭和40年3月29日条例第19号</p> <p>改正 略 令和2年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡市立高等学校授業料等条例 盛岡市立高等学校授業料等条例（昭和23年条例第29号）の全部を改正する。 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、盛岡市立高等学校（以下「高等学校」という。）の授業料、入学考査料及び入学料（以下「授業料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （授業料等の額）</p> <p>第2条 授業料等の額は、次のとおりとする。 （1） 授業料 月額9,900円 （2） 入学考査料 2,200円 （3） 入学料 5,650円 （授業料の納付方法等）</p> <p>第3条 高等学校に在学する者は、毎月25日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日でない日）までにその月分の授業料を納付しなければならない。ただし、当該年度内の授業料を前納することを妨げない。</p> <p>2 前項に定める日（以下「納付期限」という。）後に入学（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等からの転学を含む。以下同じ。）をした者は、その月分の授業料を入学の日から起算して5日以内に納付しなければならない。</p>	<p>○盛岡市立高等学校授業料等条例 昭和40年3月29日条例第19号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市立高等学校授業料等条例 盛岡市立高等学校授業料等条例（昭和23年条例第29号）の全部を改正する。 （趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、盛岡市立高等学校（以下「高等学校」という。）の授業料、入学考査料及び入学料（以下「授業料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 （授業料等の額）</p> <p>第2条 授業料等の額は、次のとおりとする。 （1） 授業料 月額9,900円 （2） 入学考査料 2,200円 （3） 入学料 5,650円 （授業料の納付方法等）</p> <p>第3条 高等学校に在学する者は、毎月25日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日でない日）までにその月分の授業料を納付しなければならない。ただし、当該年度内の授業料を前納することを妨げない。</p> <p>2 前項に定める日（以下「納付期限」という。）後に入学（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等からの転学を含む。以下同じ。）をした者は、その月分の授業料を入学の日から起算して5日以内に納付しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>ない。</p> <p>3 市長は、前2項に規定する者で就学支援金（法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に係る法第4条の認定（以下「受給資格認定」という。）の申請をしたものについては、当該申請をした日の属する月（納付期限後に入学した者その他規則で定める者にあつては、当該申請をした日の属する月と入学した日の属する月が同一であるときは、当該申請をした日の属する月の翌月）から当該申請に係る受給資格認定に係る通知をした日の属する月までの月分の授業料の納付を猶予するものとする。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定にかかわらず、前項の申請をした者で受給資格認定を受けたもの（以下「受給権者」という。）は、法第7条の規定により市長が受給権者に代わって受領した就学支援金の額を限度として、当該申請をした日の属する月以降の月分の授業料を納付することを要しない。</p> <p>5 第3項の申請をした者で受給資格認定を受けることができなかったもの、法第17条の規定による届出により就学支援金の支給を受ける資格がないとされた者その他規則で定める者に係る授業料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>6 留学又は休学の期間が月の1日から末日までの全日数にわたるときは、その月分の授業料は、徴収しない。 （入学考査料の納付方法）</p> <p>第4条 高等学校に入学を出願する者は、入学考査料を入学願書に添えて納付しなければならない。 （入学料の納付方法）</p> <p>第5条 高等学校に入学を許可された者は、入学料を当該入学許可の日から起算して15日以内に納付しなければならない。 （授業料等の減免）</p> <p>第6条 市長は、経済的事情により学業の継続が困難で特に必要があると認められた者に対しては、授業料を減免することができる。</p>	<p>ない。</p> <p>3 市長は、前2項に規定する者で就学支援金（法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に係る法第4条の認定（以下「受給資格認定」という。）の申請をしたものについては、当該申請をした日の属する月（納付期限後に入学した者その他規則で定める者にあつては、当該申請をした日の属する月と入学した日の属する月が同一であるときは、当該申請をした日の属する月の翌月）から当該申請に係る受給資格認定に係る通知をした日の属する月までの月分の授業料の納付を猶予するものとする。</p> <p>4 第1項又は第2項の規定にかかわらず、前項の申請をした者で受給資格認定を受けたもの（以下「受給権者」という。）は、法第7条の規定により市長が受給権者に代わって受領した就学支援金の額を限度として、当該申請をした日の属する月以降の月分の授業料を納付することを要しない。</p> <p>5 第3項の申請をした者で受給資格認定を受けることができなかったもの、法第17条の規定による届出により就学支援金の支給を受ける資格がないとされた者その他規則で定める者に係る授業料の納付に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>6 留学又は休学の期間が月の1日から末日までの全日数にわたるときは、その月分の授業料は、徴収しない。 （入学考査料の納付方法）</p> <p>第4条 高等学校に入学を出願する者は、入学考査料を入学願書に添えて納付しなければならない。 （入学料の納付方法）</p> <p>第5条 高等学校に入学を許可された者は、入学料を当該入学許可の日から起算して15日以内に納付しなければならない。 （授業料 の減免）</p> <p>第6条 市長は、経済的事情により学業の継続が困難で特に必要があると教育委員会が認められた者に対しては、授業料を減免することができる。</p>

改正後	改正前
<p>2 市長は、経済的事情により就学が困難で特に必要があると認められた者に対しては、入学審査料及び入学金を免除することができる。</p> <p>(授業料等の還付の制限)</p> <p>第7条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項本文及び同条第2項の規定により納付した授業料(同条第4項の規定により納付することを要しないとされたものに限る。)並びに同条第1項ただし書の規定により前納した授業料については、この限りでない。</p> <p>附則</p> <p>1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。</p> <p>2 授業料の額は、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては月額3,500円(市の区域内に住所を有しない者については、月額4,000円)とし、昭和56年度にあつては月額4,500円(市の区域内に住所を有しない者については、月額4,800円)とする。</p> <p>3 市の区域内に住所を有する者の納付すべき入学金の額は、第2条第1項第3号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては1,200円とし、昭和56年度にあつては1,400円とする。</p> <p>4 第4条及び第5条の規定にかかわらず、市長は、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号による災害により甚大な被害を受けたと認められた者に対しては、入学審査料及び入学金を免除することができる。</p> <p>5 前項の規定に基づき入学審査料及び入学金を免除したときは、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる入学審査料及び入学金は、還付する。</p> <p>(1) 東日本大震災により甚大な被害を受けたと認められた者が平成23年3月11日以後に納付した入学審査料及び入学金</p> <p>(2) 平成28年台風第10号による災害により甚大な被害を受けたと認められた者が平成28年9月1日以後に納付した入学審査料及び入学金</p> <p>(3) 令和元年台風第19号による災害により甚大な被害を受けたと認められた</p>	<p>(授業料等の還付の制限)</p> <p>第7条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項本文及び同条第2項の規定により納付した授業料(同条第4項の規定により納付することを要しないとされたものに限る。)並びに同条第1項ただし書の規定により前納した授業料については、この限りでない。</p> <p>附則</p> <p>1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。</p> <p>2 授業料の額は、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては月額3,500円(市の区域内に住所を有しない者については、月額4,000円)とし、昭和56年度にあつては月額4,500円(市の区域内に住所を有しない者については、月額4,800円)とする。</p> <p>3 市の区域内に住所を有する者の納付すべき入学金の額は、第2条第1項第3号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては1,200円とし、昭和56年度にあつては1,400円とする。</p> <p>4 第4条及び第5条の規定にかかわらず、市長は、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号による災害により甚大な被害を受けたと認められた者に対しては、入学審査料及び入学金を免除することができる。</p> <p>5 前項の規定に基づき入学審査料及び入学金を免除したときは、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる入学審査料及び入学金は、還付する。</p> <p>(1) 東日本大震災により甚大な被害を受けたと認められた者が平成23年3月11日以後に納付した入学審査料及び入学金</p> <p>(2) 平成28年台風第10号による災害により甚大な被害を受けたと認められた者が平成28年9月1日以後に納付した入学審査料及び入学金</p> <p>(3) 令和元年台風第19号による災害により甚大な被害を受けたと認められた</p>

改正後	改正前
<p>者が令和元年10月12日以後に納付した入学審査料及び入学金</p> <p>附則 略</p> <p>附則(令和2年条例第 号)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の盛岡市立高等学校授業料等条例第6条第2項の規定は、令和2年4月1日以後に納付された入学審査料及び入学金について適用する。</p> <p>2 改正後の盛岡市立高等学校授業料等条例第6条第2項の規定に基づき入学審査料及び入学金を免除したときは、同条例第7条の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日までに納付された入学審査料及び入学金は、還付する。</p>	<p>者が令和元年10月12日以後に納付した入学審査料及び入学金</p> <p>附則 略</p>

議案第 106 号

盛岡市牧野条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市大沼牧場を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 「設置」に関する、第2条の表から盛岡市大沼牧場の項を削る。
- (2) 「放牧期間及び認容頭数」に関する、第3条の表から盛岡市大沼牧場の項を削る。
- (3) 「使用料等」に関する、第8条第1項の表から盛岡市大沼牧場の項を削る。
- (4) 「事業報告書の提出」に関する、第18条から盛岡市大沼牧場を削る。

3 施行期日

公布の日

4 その他

(1) 廃止に至った経緯

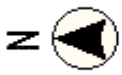
平成5年度から7年度に、地域畜産活性化総合対策事業等を活用し、総事業費約1億2千万円で肉用牛繁殖施設（秋子生産用施設）として開設したものの。施設利用は、11月から翌年5月であり、開設当初から20年度までは玉山村農業協同組合（後に新岩手農業協同組合）に管理委託し、平成21年度から29年5月までは市の直営で運営してきたが、平成29年11月以降は看視人を確保することができず閉牧している。

市では平成30年2月から、地元自治会や関係機関等と施設の活用について協議を行ってきたが、活用策が見つからなかったほか、平成30年3月には、畜産関連団体（新岩手農業協同組合、岩手中央酪農業協同組合、岩手県農業公社）へ活用意向の照会をしたが、活用する意向がなかった。

(2) 廃止後の方針

当該牧場は、農業振興地域内にあるため、今後、民間においても畜産振興に活用してもらうことを条件に肉用牛繁殖施設及び採草地を一体として売却処分する方針である。

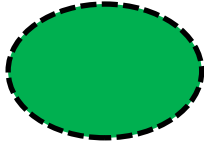
なお、林間放牧地は、売却の対象とはしない。



盛岡市大沼牧場

至岩泉町

採草地



国道455号線

旧亀橋分校

肉用牛繁殖施設



林間放牧地

岩洞湖レストハウス

岩洞湖

盛岡市牧野条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																	
<p>○盛岡市牧野条例 平成7年3月24日条例第18号 改正 略 令和2年9月 日条例第 号</p> <p>盛岡市牧野条例 第1条 略 (設置) 第2条 畜産の振興に資するため、家畜を放牧する施設として、牧野を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市区界牧野</td> <td>宮古市区界第1地割67番地</td> <td>247.9ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市山谷川目牧野</td> <td>盛岡市玉山字大平1番地10</td> <td>210.0ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市姫神実験牧場</td> <td>盛岡市玉山字姫神岳国有林内</td> <td>139.9ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市高木牧場</td> <td>盛岡市玉山馬場字前田33番地157</td> <td>130.4ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p>(放牧期間及び認容頭数) 第3条 牧野における家畜の放牧期間及び認容頭数(成牛に換算した場合の認容頭数をいう。以下同じ。)は、次表のとおりとする。ただし、草生の状況により市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。))第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する牧野にあつては、指定管理者。第5条から第7条まで及び第11条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これらを変更する</p>	名称	位置	面積	盛岡市区界牧野	宮古市区界第1地割67番地	247.9ヘクタール	盛岡市山谷川目牧野	盛岡市玉山字大平1番地10	210.0ヘクタール	盛岡市姫神実験牧場	盛岡市玉山字姫神岳国有林内	139.9ヘクタール	盛岡市高木牧場	盛岡市玉山馬場字前田33番地157	130.4ヘクタール	<p>○盛岡市牧野条例 平成7年3月24日条例第18号 改正 略</p> <p>盛岡市牧野条例 第1条 略 (設置) 第2条 畜産の振興に資するため、家畜を放牧する施設として、牧野を次表のとおり設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市区界牧野</td> <td>宮古市区界第1地割67番地</td> <td>247.9ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市山谷川目牧野</td> <td>盛岡市玉山字大平1番地10</td> <td>210.0ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市姫神実験牧場</td> <td>盛岡市玉山字姫神岳国有林内</td> <td>139.9ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市高木牧場</td> <td>盛岡市玉山馬場字前田33番地157</td> <td>130.4ヘクタール</td> </tr> <tr> <td>盛岡市大沼牧場</td> <td>盛岡市藪川字日向85番地1</td> <td>34.8ヘクタール</td> </tr> </tbody> </table> <p>(放牧期間及び認容頭数) 第3条 牧野における家畜の放牧期間及び認容頭数(成牛に換算した場合の認容頭数をいう。以下同じ。)は、次表のとおりとする。ただし、草生の状況により市長(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。))第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が管理する牧野にあつては、指定管理者。第5条から第7条まで及び第11条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これらを変更する</p>	名称	位置	面積	盛岡市区界牧野	宮古市区界第1地割67番地	247.9ヘクタール	盛岡市山谷川目牧野	盛岡市玉山字大平1番地10	210.0ヘクタール	盛岡市姫神実験牧場	盛岡市玉山字姫神岳国有林内	139.9ヘクタール	盛岡市高木牧場	盛岡市玉山馬場字前田33番地157	130.4ヘクタール	盛岡市大沼牧場	盛岡市藪川字日向85番地1	34.8ヘクタール
名称	位置	面積																																
盛岡市区界牧野	宮古市区界第1地割67番地	247.9ヘクタール																																
盛岡市山谷川目牧野	盛岡市玉山字大平1番地10	210.0ヘクタール																																
盛岡市姫神実験牧場	盛岡市玉山字姫神岳国有林内	139.9ヘクタール																																
盛岡市高木牧場	盛岡市玉山馬場字前田33番地157	130.4ヘクタール																																
名称	位置	面積																																
盛岡市区界牧野	宮古市区界第1地割67番地	247.9ヘクタール																																
盛岡市山谷川目牧野	盛岡市玉山字大平1番地10	210.0ヘクタール																																
盛岡市姫神実験牧場	盛岡市玉山字姫神岳国有林内	139.9ヘクタール																																
盛岡市高木牧場	盛岡市玉山馬場字前田33番地157	130.4ヘクタール																																
盛岡市大沼牧場	盛岡市藪川字日向85番地1	34.8ヘクタール																																

改正後	改正前																																																																								
<p>ことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>放牧期間</th> <th>認容頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市区界牧野</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>210頭</td> </tr> <tr> <td>盛岡市山谷川目牧野</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>205頭</td> </tr> <tr> <td>盛岡市姫神実験牧場</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>100頭</td> </tr> <tr> <td>盛岡市高木牧場</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>105頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第7条まで 略 (使用料等) 第8条 使用者から次表に定める使用料を徴収する。この場合において、算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>肉用牛(1頭1日につき)</th> <th>乳用牛(1頭1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">盛岡市区界牧野</td> <td>生後12月以上</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>生後5月以上12月未満</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盛岡市山谷川目牧野、盛岡市姫神実験牧場及び盛岡市高木牧場</td> <td>肉用牛(1頭1日につき)</td> <td>126円</td> </tr> <tr> <td>乳用牛(1頭1日につき)</td> <td>168円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	放牧期間	認容頭数	盛岡市区界牧野	5月10日から10月31日まで	210頭	盛岡市山谷川目牧野	5月10日から10月31日まで	205頭	盛岡市姫神実験牧場	5月10日から10月31日まで	100頭	盛岡市高木牧場	5月10日から10月31日まで	105頭	区分	金額		肉用牛(1頭1日につき)	乳用牛(1頭1日につき)	盛岡市区界牧野	生後12月以上	100円	生後5月以上12月未満	60円	盛岡市山谷川目牧野、盛岡市姫神実験牧場及び盛岡市高木牧場	肉用牛(1頭1日につき)	126円	乳用牛(1頭1日につき)	168円	<p>ことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>放牧期間</th> <th>認容頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市区界牧野</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>210頭</td> </tr> <tr> <td>盛岡市山谷川目牧野</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>205頭</td> </tr> <tr> <td>盛岡市姫神実験牧場</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>100頭</td> </tr> <tr> <td>盛岡市高木牧場</td> <td>5月10日から10月31日まで</td> <td>105頭</td> </tr> <tr> <td>盛岡市大沼牧場</td> <td>通年</td> <td>100頭</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条から第7条まで 略 (使用料等) 第8条 使用者から次表に定める使用料を徴収する。この場合において、算定した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>肉用牛(1頭1日につき)</th> <th>乳用牛(1頭1日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">盛岡市区界牧野</td> <td>生後12月以上</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>生後5月以上12月未満</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盛岡市山谷川目牧野、盛岡市姫神実験牧場及び盛岡市高木牧場</td> <td>肉用牛(1頭1日につき)</td> <td>126円</td> </tr> <tr> <td>乳用牛(1頭1日につき)</td> <td>168円</td> </tr> <tr> <td>盛岡市大沼牧場</td> <td>肉用牛又は乳用牛(1頭1日につき)</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生後14月以上</td> <td>105円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>生後14月未満</td> <td>105円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	放牧期間	認容頭数	盛岡市区界牧野	5月10日から10月31日まで	210頭	盛岡市山谷川目牧野	5月10日から10月31日まで	205頭	盛岡市姫神実験牧場	5月10日から10月31日まで	100頭	盛岡市高木牧場	5月10日から10月31日まで	105頭	盛岡市大沼牧場	通年	100頭	区分	金額		肉用牛(1頭1日につき)	乳用牛(1頭1日につき)	盛岡市区界牧野	生後12月以上	100円	生後5月以上12月未満	60円	盛岡市山谷川目牧野、盛岡市姫神実験牧場及び盛岡市高木牧場	肉用牛(1頭1日につき)	126円	乳用牛(1頭1日につき)	168円	盛岡市大沼牧場	肉用牛又は乳用牛(1頭1日につき)	420円		生後14月以上	105円		生後14月未満	105円
名称	放牧期間	認容頭数																																																																							
盛岡市区界牧野	5月10日から10月31日まで	210頭																																																																							
盛岡市山谷川目牧野	5月10日から10月31日まで	205頭																																																																							
盛岡市姫神実験牧場	5月10日から10月31日まで	100頭																																																																							
盛岡市高木牧場	5月10日から10月31日まで	105頭																																																																							
区分	金額																																																																								
	肉用牛(1頭1日につき)	乳用牛(1頭1日につき)																																																																							
盛岡市区界牧野	生後12月以上	100円																																																																							
	生後5月以上12月未満	60円																																																																							
盛岡市山谷川目牧野、盛岡市姫神実験牧場及び盛岡市高木牧場	肉用牛(1頭1日につき)	126円																																																																							
	乳用牛(1頭1日につき)	168円																																																																							
名称	放牧期間	認容頭数																																																																							
盛岡市区界牧野	5月10日から10月31日まで	210頭																																																																							
盛岡市山谷川目牧野	5月10日から10月31日まで	205頭																																																																							
盛岡市姫神実験牧場	5月10日から10月31日まで	100頭																																																																							
盛岡市高木牧場	5月10日から10月31日まで	105頭																																																																							
盛岡市大沼牧場	通年	100頭																																																																							
区分	金額																																																																								
	肉用牛(1頭1日につき)	乳用牛(1頭1日につき)																																																																							
盛岡市区界牧野	生後12月以上	100円																																																																							
	生後5月以上12月未満	60円																																																																							
盛岡市山谷川目牧野、盛岡市姫神実験牧場及び盛岡市高木牧場	肉用牛(1頭1日につき)	126円																																																																							
	乳用牛(1頭1日につき)	168円																																																																							
盛岡市大沼牧場	肉用牛又は乳用牛(1頭1日につき)	420円																																																																							
	生後14月以上	105円																																																																							
	生後14月未満	105円																																																																							

改正後	改正前				
<p>2 盛岡市山谷川目牧野において、雌牛を市が管理する種雄牛と同一の群に放牧したときは、使用者から前項の使用料の額に1頭1放牧期間につき6,300円を加算した額の使用料を徴収する。</p> <p>3 使用者が当該許可を受けた放牧期間を経過してもなお家畜を引き取らないときは、当該使用者は、当該放牧期間が経過した後に要した当該家畜の管理に係る一切の費用を負担しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の使用料並びに前項の費用は、納入通知書により牧野の使用後に徴収する。</p> <p>第8条の2から第17条まで 略 (事業報告書の提出)</p> <p>第18条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項(盛岡市区界牧野、盛岡市山谷川目牧野及び盛岡市姫神実験牧場)を管理する指定管理者にあつては、第3号の事項を除く。以下この条において同じ。)に記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数及び放牧頭数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他市長が必要があると認めた事項</p> <p>第19条から第26条まで 略 附 則 略 附 則 (令和2年条例第 号)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%; text-align: center;">日につき)</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table> <p>2 盛岡市山谷川目牧野において、雌牛を市が管理する種雄牛と同一の群に放牧したときは、使用者から前項の使用料の額に1頭1放牧期間につき6,300円を加算した額の使用料を徴収する。</p> <p>3 使用者が当該許可を受けた放牧期間を経過してもなお家畜を引き取らないときは、当該使用者は、当該放牧期間が経過した後に要した当該家畜の管理に係る一切の費用を負担しなければならない。</p> <p>4 第1項及び第2項の使用料並びに前項の費用は、納入通知書により牧野の使用後に徴収する。</p> <p>第8条の2から第17条まで 略 (事業報告書の提出)</p> <p>第18条 指定管理者は、毎年度終了後、市長が定める日までに、当該年度について次の事項(盛岡市区界牧野、盛岡市山谷川目牧野、盛岡市姫神実験牧場及び盛岡市大沼牧場)を管理する指定管理者にあつては、第3号の事項を除く。以下この条において同じ。)に記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定に基づき指定を取り消されたときは、当該指定を取り消された日後、市長が定める日までに、当該指定を取り消された日の属する年度の初日から当該指定を取り消された日までの期間について次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 業務の実施状況 (2) 使用者の数及び放牧頭数 (3) 利用料金の収入実績 (4) 管理経費の収支状況 (5) その他市長が必要があると認めた事項</p> <p>第19条から第26条まで 略 附 則 略</p>		日につき)		
	日につき)				

改正後	改正前
この条例は、公布の日から施行する。	